

狭山市主催

コロナに負けない！
さやまの事業者向け相談会

雇用調整 助成金等に係る 無料個別相談会

複雑な
助成金の申請書類
の作成を専門家が
サポート!

無料

《 ご相談いただける内容 》

01 雇用調整助成金

事業縮小により、労働者に一時的に休業や教育訓練等をさせた場合に支払う、休業手当や賃金の一部を助成する国の制度です。

02 緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金の対象外（雇用保険被保険者以外）の従業員の、休業手当や賃金の一部を助成する国の制度です。

03 働き方改革関連法等

職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」は人手不足解消につながることから、「働き方改革」は、中小企業・小規模事業者においても着実に実施することが必要です。

- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 働き方改革推進支援助成金 等

04 その他 労務関係手続等

その他、休業等を行った場合の労務管理手続や、休業に関する助成金の申請書作成をサポートします。

- 特別休暇を設ける際の手続き
- テレワーク・時差出勤等の労務管理
- 小学校等休業対応助成金 等

開催日時 予約による先着順

毎週 **火曜日** 午前10時～
午後4時まで

1事業所1回50分 期間：7月7日～9月29日

開催場所

狭山市商工会館 2階大会議室

埼玉県狭山市入間川3-22-8

西武新宿線 狭山市駅 西口徒歩9分

詳しくは裏面をご覧ください▶▶▶

新型コロナウイルスの影響による休業で、従業員の雇用について悩んでいる事業者の皆様、ぜひ無料の相談会をご利用ください!

ご参加いただける事業所

(雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金に関するご相談)

- ◎下記のすべてを満たす事業者が対象です
- 狭山市内に会社・店舗等事業所があること
- 雇用保険または労働保険適用事業者であること
- 売上高や生産量等の事業活動を示す指数が前年同月と比べて5%以上減少していること

※その他、事業所の状況に応じて条件等があります。相談会にお越しいただいても、対象外である場合もございますのでご承知おきください。

(その他のご相談)

- 狭山市内に会社・店舗等事業所があること

ご持参いただく書類

(雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金に関するご相談)

- ◎下記のうちすぐにご用意いただけるものをご持参ください
- シフト表 ■賃金台帳 ■就業規則
- 労働条件通知書
- 労働者名簿、役員名簿等
- 出勤簿、タイムカード等
- 概算保険料申告書
- 労働保険関係成立届 事業主控え

(その他のご相談)

ご相談の内容によりご持参いただく書類が異なります。お電話での事前予約時にご確認ください

相談員

社会保険労務士

※社会保険労務士は人材に関する専門家(法令に基づく国家資格者)であり、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上のため、日々業務を行っています。

注意事項

※雇用調整助成金等、助成金の申請窓口はハローワーク(公共職業安定所)です。また、本相談会への参加が、雇用調整助成金等の支給を保証するものではありません。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場ではブースの距離を開ける等の措置を行いますが、マスクの着用等、ご自身での予防対策にもご協力ください。

※雇用関係の助成金等の申請に関する相談以外は狭山商工会議所が対応いたします。

開催日時

週一回火曜日に開催
午前10時～午後4時
(1事業所1回50分)

7月

7日・14日
21日・28日

8月

4日・11日
18日・25日

9月

1日・8日
15日・29日

お申し込み方法

◎お電話での事前予約制・先着順

狭山商工会議所までお電話でご予約ください。 ※FAX、郵送、メール等での受付は行っておりません

狭山商工会議所 TEL:04-2954-3333

確認
内容

- ①希望日時
- ②事業所名・業種
- ③従業員数
- ④相談にいらっしゃる方のお名前
- ⑤日中連絡のつく電話番号
- ⑥相談内容の概要

お問合せ

狭山商工会議所
経営支援課

TEL:04-2954-3333
E-mail:info@sayama-cci.or.jp

メールでの予約は
受付ておりません